

【納税証明書に関する注意事項】

「納税証明書」は、申請日以前3ヶ月以内の証明日のものとします。委任ありの場合は、「委任先の所在地区分」において該当する証明書を提出願います。なお、委任ありの場合は、「本店の所在地区分」における証明書の提出は不要です。

記

区分			本店の所在地区分 (<u>委任なし</u> の場合に適用)			委任先の所在地区分 (<u>委任あり</u> の場合に適用)			備考
			下妻 市内	茨城 県内	茨城 県外	下妻 市内	茨城 県内	茨城 県外	
証明書の種類及び発行場所	市税 (法人 市民 税等)	所在地の 市町村	—	—	—	—	—	—	
		下妻市	○	—	—	○	—	—	市民税について未納税額のない証明書
	県税(県民・事業税等)	所在地の都道府県	—	—	—	—	—	—	茨城県の様式 40 号の 4 (イ) により茨城県税事務所で証明を受けてください。
		茨城県	○	○	—	○	○	—	
	国税(消費税)	管轄する税務署	○	○	○	○	○	○	国税庁の様式で、法人はその 3 の 3、個人事業者はその 3 の 2 (本店の所在地を管轄する税務署から発行された証明書)

(提出例)

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| ・ <u>下妻市内</u> に本店を置く場合 | 市税・県税・国税の 3 種類 |
| ・ <u>茨城県外</u> に本店を置く場合 | 国税 (本店所在地を管轄する税務署のもの) の 1 種類 |
| ・ <u>茨城県内</u> に <u>委任先</u> を置く場合 | 県税 (茨城県)・国税 (本店所在地を管轄する税務署のもの) の 2 種類 |
| ・ <u>茨城県外</u> に <u>委任先</u> を置く場合 | 国税 (本店所在地を管轄する税務署のもの) の 1 種類 |